

北九州市自治基本条例

逐条解说书

目次

はじめに.....	1
検討の経過.....	2
前文.....	4
第1章 総則.....	5
第2章 市民.....	8
第3章 議会.....	10
第4章 市長等.....	11
第5章 市政運営.....	12
第1節 市政運営の基本原則	
第2節 市政への市民参画	
第6章 コミュニティ.....	17
第7章 国、他の地方公共団体等との関係.....	19
第8章 条例の見直し.....	19

はじめに

1 地方公共団体が置かれている現状

(1) 地方分権改革の進展

地方分権改革の進展により、地方公共団体に対する国の関与が限定、縮小され、地方公共団体の自己決定権が拡大しています。この中で、地方公共団体は、どのように自己決定して、自らを運営していくのか、その基本的な方針を定める必要が生じています。

(2) 社会経済情勢の変化

本市をはじめ地方公共団体を取り巻く社会経済情勢も大きく変化しています。少子高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、子育て支援、高齢者福祉、防犯、防災など様々な分野において、行政ニーズが増加し、多様化しています。しかしながら、長引く景気低迷や地方交付税の削減などにより、財政状況は厳しさを増しており、政策の選択と集中を余儀なくされ、すべてのニーズを十分に満足させることは困難になっています。このような状況の下では、政策決定に対して市民の理解と合意を得ることがますます重要になっており、そのためには、政策の形成過程への市民のかかわり方についての基本的な方針や仕組みを明らかにしておく必要があります。これは、これまで個別に進めてきた様々な市民参加の取組を統一的、体系的に進める役割を果たすものでもあります。

(3) 市民活動の活発化

また、NPOやボランティア団体などによる市民活動が活発化しています。これらはより柔軟で機動的な新たな公共の担い手として注目を集めています。これまでの市政運営のあり方や地域におけるまちづくり活動のあり方を改めて見直し、時代の変化に対応した新しい公共のあり方を構築していくことが求められています。

2 条例制定の意義、ねらい

(1) 住民自治の拡充の必要性

日本国憲法の「第8章 地方自治」の冒頭92条に「地方自治の本旨」という言葉があります。これには、地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意思と責任の下でなされること（団体自治）と地方自治が住民の意思に基づいて行われること（住民自治）の二つの意味が含まれていると言われています。地方分権改革では、これまで主に団体自治の拡充が図られてきましたが、住民自治については、画一的な基準で全国一律に拡充を図るのではなく、それぞれの地方公共団体が、地域の特性を生かしながら拡充していくべきとされています。それぞれの地方公共団体が、それぞれの地域の実情に合わせた独自の住民自治の拡充を制度的に担保していくことが求められています。

(2) 市民意思を踏まえた市政運営の必要性

我が国の地方自治制度は、憲法及び地方自治法で定めるところにより、住民による直接選挙で選ばれた首長と同じく選挙で選ばれた議員で構成される議会とが、住民の信託に基づき、その権限の下で市政を運営する仕組みになっています。また、これに加え、条例制定や事務監査などを住民が直接請求する制度も定められています。しかしながら、前述のように社会経済情勢が急速に変化し、人々の価値観や行政ニーズが多様化する時代にあっては、これまで以上に的確に市民

の意思を踏まえながら市政運営を行っていかねばなりません。

(3) 自治基本条例制定の意義

そこで、北九州市では、法で定められた地方参政権や直接請求制度を補完するものとして、市民が市政運営に参画する機会の拡充やその前提となる市と市民の情報共有、市政運営の透明性の確保などについて、時代の変化や地域の実情に応じた基本方針や仕組みをこの条例で明確に定めることにより、団体自治の確立と合わせて、独自の住民自治の拡充を図るものです。

(4) 「自治」について

① 住民自身によるまちづくり

また、今回北九州市では「自治」について次のように考え、整理しました。

「自治」とは本来、社会生活を住民が自らの手で営むことを意味します。ところが、価値観やライフスタイルの多様化、本格的な高齢社会や人口減少社会の到来などにより、本来的な自治である地域のコミュニティ活動は大変厳しい状況に置かれています。こうした問題意識も踏まえ、北九州市において、主権者である住民が主体となった自治を確立するためには、住民と議会及び行政とのかかわり方や市政運営のあり方（地方自治）だけではなく、地域社会における住民自身によるまちづくり（本来的な自治）までを含めてとらえることが必要であると考え、この条例で取り扱うこととしました。

② 「共生する地域社会」の維持形成

この地域におけるまちづくりにおいて、最も重要だと考えたのが、様々なつながりの中で人々が支え合いながら生きていく「共生する地域社会」を維持形成していくということでした。北九州市には、周辺市町からの通勤通学をはじめ、様々な形で北九州市にかかわる人が多く存在します。急速な高齢化や人口減少が進む中で「共生する地域社会」を築いていくためには、これらの北九州市にかかわりのある人々の知恵や力も積極的に取り込みながら、多様で重層的なネットワークを網の目のように形成していくことが必要であると考えます。そのため、この条例では、そうした北九州市にかかわりの深い人々についても、市内に居住する住民同様に「市民」と位置付けることとしました。

③ 市民自治の確立

このように、地方公共団体としての自主性及び自立性が確保された下で、独自の住民自治の拡充を図るとともに、本来的な自治である地域社会におけるまちづくり活動のすそ野を広げ、市全体として市民が主体となった自治を確立していくことを「市民自治の確立」とし、これに寄与することをこの条例の目的と決めました。さらに、まちづくりの推進にあたっては、すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、人としての尊厳が保たれながら、その人らしく生きていける「人が大切にされるまち」の実現を旨として行われなければならないことを定めています。

検討の経過

北九州市では、平成19年度に自治基本条例の検討に本格的に着手しました。

自治基本条例は、本市における自治の基本ルールとなるものであるため、制定に当たっては、広く市民に意見を求め、これを反映していくことが必要になります。そのため、出前講演や市長によるタウンミーティングなどの広報活動を積極的に行い、市民への周知を図ってきました。

一方、条例に盛り込むべき内容の検討に当たっては、平成19年11月に、学識経験者5名、市民団体の代表6名、公募による市民5名の計16名で構成する「北九州市自治基本条例検討委員会」を発足させ、議論を進めてきました。検討委員会は、1年8ヶ月にわたり計60回の会合を重ね、平成21年6月、市長に最終報告を提出しました。

この最終報告を基にして、法制上の問題点や法文表現としての妥当性について検討を加えるとともに、庁内関係部局や議会の意見等を踏まえて平成22年4月に条例素案を作成しました。

その後、条例素案について、市民意見を募集した結果、968件の意見提出があり、この意見を踏まえて条例案として取りまとめました。その条例案を平成22年9月定例会へ上程し、議会での審議を経て、平成22年9月30日に可決、平成22年10月1日から施行することとなりました。

<漢字の表記について>

「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第1号)及び「法令における漢字使用等について」(同年10月1日内閣法制局通知)を基本としていますが、学習指導要領により中学校第3学年までに学習しない漢字については振り仮名を付けています。

前 文

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の^{いしづえ}礎となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。

- (1) この条例は、北九州市における自治の基本を定める重要なものであることから、特に条例制定の趣旨や決意を述べる前文を置いています。
- (2) 検討委員会の最終報告の文案を基にしています。これは、検討委員の中でも、特に市民委員を中心に作成されたものであり、文案に込められた委員の思いを尊重したものです。また、最終報告の前文案は、「自治は一日一日の実践が大事」との意を込めて、1年の日数である365文字で表現されていました。このことも尊重し、本前文も365文字としています。
- (3) 誇りを持って北九州市で暮らしていくとともに、このまちの良さを守り、子どもたちに伝えていくためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、生かし合った上で、市民自身の手による自治を実践することが重要であるとしています。
また、市民運動をきっかけとして、企業や議会、行政も一体となって取り組んだ公害克服の経験も生かしながら、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていくとの決意を示し、自治の^{いしづえ}礎となる自治基本条例を定めるとしています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担^{にな}う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治（以下「市民自治」という。）の確立に寄与することを目的とする。

- (1) この条例は、市民を主体とした自治（市民自治）の確立に寄与することを目的としました。そのため、この条例には、市民自治の確立に当たっての基本理念や自治の基本原則を定め、自治に関する市民の権利や責務、議会・議員、市長等の役割や責務を明らかにしています。また、市政運営の基本原則や市政への市民参画、コミュニティ活動のあり方などの自治に関する基本的事項を定めています。その上で、市民の意思を適切に反映させた公正で誠実な市政運営を実現することや市民自身が主体的にかかわり、市民相互間の連携による地域社会の維持形成等を図ることとしています。

(条例の位置付け)

第2条 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等（法令、条例、規則その他の規程をいう。第8条において同じ。）を執行する場合も、同様とする。

- (1) この条例は、本市の自治運営における最も基本的なルールとなるものです。したがって、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例が定める事項との整合性の確保を図ることを定めています。
- (2) また、市は、市の長期的なまちづくりのビジョンである基本構想やこれに基づき市の行政分野全般に係る政策に関して定める基本計画等の計画の策定、あるいはこれらの計画に基づ^{※1}く^{※2}施策や事業の実施、さらに法令や条例、規則等を執行する際には、同様にこの条例の趣旨を尊重し、整合性の確保を図るとしています。
- ※1 施策：具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりで政策を実現するための具体的な方策のこと
- ※2 事業：施策を具現化するための個々の行政手段のこと
- (3) なお、この条例はあくまで法律の範囲内で定められるものであり、憲法のように最高法規性を有するものではなく、法の形式上の効力においては他の条例と違いはありません。この

条例と他の条例との関係は、国における基本法と個別法の関係と同様であり、その趣旨が尊重され、他の条例の解釈、運用の指針となる条例として位置付けられるものです。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。

(2) 市長等 執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。

(3) コミュニティ 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

- (1) この条例で用いる重要な用語を定義するものです。
- (2) まちづくりには、市内に居住する住民だけでなく、様々な形で北九州市にかかわり、集う人々の力を結集していくことが必要であると考え、「市民」を広く定義しています。住民に加え、市内の事業所や事務所に勤務する者や市内の学校に在学する者、市内で事業活動やボランティア活動などのまちづくり活動を行う者や団体を市民ととらえ、さらに都市景観や防犯・防災の観点から土地や建物の管理責任を重視し、市内に不動産を所有する個人や法人も市民に含めています。
- なお、この条例は自治の基本を定めるものであることから、市内における自治活動にかかわる方々を対象としていますが、文化、スポーツ、観光などの各分野で北九州市の情報を発信する特命大使やふるさと納税（寄附）者など、市外において北九州市のために活動される方も、まちづくりにおいて大変重要な存在であると考えています。
- (3) この条例では、市政運営において重要な役割を担う行政機関を「市長等」と定義し、市長をはじめとして地方自治法上に規定される執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）、地方公営企業の管理者（本市では上下水道、交通、病院）をその範囲と定めています。
- (4) 「コミュニティ」とは本来、一定の地域社会に居住し、共属感情を持つ人々の集団だけでなくその根底にある地域社会をも含んだものを言います。しかしこの条例では、第26条（コミュニティの活動のあり方）、第27条（コミュニティへの支援等）と整合を図り、地域のまちづくりにおいて重要な役割を果たす様々な団体をコミュニティとして定義しています。具体的には、自治会等の地縁団体や特定の関心及び目的に基づいて組織され、市民が共生する地域社会の実現に関する活動を行う特定非営利活動法人（NPO法人）を挙げています。さらに、小学校区単位を基本に、多様な地域活動に幅広く横断的に取り組むために、自治会、社会福祉協議会等で構成する「まちづくり協議会」、また、自治会やNPO法人、まちづくり協議会のように組織的な運営がなされていなくても、同様の目的で活動するサークルなども「その他これらに類する団体」としてとらえ、コミュニティを広く定義しています。このような様々な立場のコミュニティが幅広くまちづくりに参加し、まちづくり活動のすそ野を広げていくことが市民自治を確立していく上で重要であると考えています。

(基本理念)

第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということを基本理念とする。

2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。）を実現することを旨として行われなければならない。

- (1) 本市における自治の基本理念を定めるものです。地方自治の本旨とされている「住民自治（地方自治が住民の意思に基づいて行われること）」及び「団体自治（団体自らの意思と責任の下でなされること）」に基づき、本市においては、自主的、自立的に自治を行っていくということを分かりやすく表現しています。
- (2) また、この基本理念に基づくまちづくりに当たっては、すべての市民が人として尊重される「人が大切にされるまち」を実現することを旨として行われなければならないことを明記しています。なお、条文に列挙している「年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分、門地等」は、日本国憲法第14条第1項に倣って例示的に説明したものですが、当然ながら、これに限定されたものではなく、ここに列挙されていない事項についても、不合理な差別的取扱いは日本国憲法によってすべて禁止されています。

(自治の基本原則)

第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。

2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。

3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。

4 市民及び市は、自治を担う人材の育成に努めるものとする。

5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保するものとする。

- (1) 本市における自治の基本原則を定めるものです。
- (2) 第一に、北九州市における自治は、市民自治（市民が主体となった自治）を基本として行われることを大原則として確認的に定めています。
- (3) 第二に、市政は、主権者である住民自身の力が直接及ばない部分や日常的な事務などについて住民からの信託に基づき行われるということを原則として確認的に定めています。
- (4) 第三に、自治の主体である市民と市政を運営する市は、自治を営む上で必要な市政に関する情報を共有することを原則として定めています。
- (5) 第四に、市民自治の確立を図るためには、自治を担う人材の育成が重要であるため、これに努めることを原則として定めています。
- (6) 地方分権改革により、国と地方公共団体は、対等・協力の新しい関係を築くことが明らかにされていますが、国の直轄事業に対する地方公共団体の負担金の問題など個々の課題は残されています。こうした点を踏まえ、市は、国及び福岡県と対等な関係に立って、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保することを第五の原則として定めています。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、人として等しく尊重され、幸福な生活を追求する権利を有する。

2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有し、これにより得た情報を活用することができるとともに、自らの知識及び経験により得た情報を市に提供することができる。

- (1) 自治における市民の権利として、基本理念を踏まえ、人として等しく尊重される権利を定めるとともに、日本国憲法の第13条に定められている包括的基本権である幸福追求権について確認的に規定するものです。これらの権利は、前文に掲げた、お年寄りから子どもに至るすべての市民が「誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい」という願いを実現するための重要な権利です。
- (2) また、自治の基本原則として定めた、市民と市による市政に関する情報の共有を実現するため、市民が市の保有する情報を知る権利を有し、これを活用することができるだけでなく、市民自らが知識や経験により得た情報を市に提供できることを定めるものです。

(子どもの自治へのかかわり)

第7条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担うことができる。

2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。

- (1) 子どもは市民に含まれますが、特に子どもに特有の自治へのかかわりを定めるものです。
- (2) 子どもたちは、それぞれの年齢に応じて自治主体としての役割を果たすことができることを定めています。例えば、成長段階に応じて、地域の清掃活動、廃品回収への参加や各種ボランティア活動を通して自治を担うことなどが考えられます。また、これは、子どもたちの様々な意見を自治に反映することを目的とするものでもあります。
- (3) また、子どもたちが、自治する力を発揮できる人材へと成長するためにふさわしい環境が与えられることを定めるものです。これは大人側の責務という面を有します。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。

2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。

- (1) 自治における市民の責務を定めるものです。
- (2) まず、市民自らが自治の主体であることを自覚しながら、「人が大切にされるまち」の実現

(基本理念 第4条第2項) にのっとり、互いの人権を尊重することを定めています。

- (3) 次に、市民が自治の主体として行う発言と行動は、最大限尊重されるものですが、同時に公的な発言や行動には責任を伴うものであることを定めるものです。
- (4) 最後に、市民は、市民が主体となった自治が確立するための市政の運営に係る経費（地方税、分担金、使用料、手数料等）について、法令や条例等の規定に基づき、負担することを定めるものです。分任とは、分けて負担に応じるという意味です。
- (5) 北九州市では、この条例で定めようとする法的な責務のほかに、市民生活における道徳的な規範として、昭和56年2月に「北九州市民憲章」が制定されています。

北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。
わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。
このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします
きまりを守り 安全なまちにします
人を大切にし ふれあいの輪をひろげます
元気で働き 明るい家庭をつくります
学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

(事業者の責務)

第9条 事業者（市内で事業活動を行うものをいう。）は、その社会的責任を認識し、市民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

- (1) 事業者は市民に含まれており、市民としての責務を担^{にな}っていますが、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が近年重視されていることを踏まえ、活動に当たって市民が共生する地域社会の維持、発展に寄与するよう努める責務を定めるものです。例えば、地域の清掃活動や祭りへの協力、消防団への参加なども考えられます。

第3章 議会

(議会の基本的役割)

第10条 議会は、住民の代表機関として、市政上の重要な意思を決定する機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に努めるものとする。

- (1) 議会の基本的役割を確認的に定めるものです。
- (2) 議会が、住民を代表して、市政上の重要な意思を決定する機関として、また市長と適切な緊張関係を保ちながら執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、条例案の作成等の政策立案に努めることを基本的役割として定めています。

(議会運営)

第11条 議会は、市政に関する市民の意思を的確に把握し、議会運営に適切に反映するものとする。

2 議会は、議会活動に関し市民に説明する責務を果たすため、開かれた議会運営を行うよう努める。

- (1) 議会運営の基本的なあり方及び方向性を定めるものです。
- (2) 時代が急激に変化する中で、議会は、その運営に当たり、市政に関する市民の意思を的確に把握し、議会運営に適切に反映する責務を定めています。
- (3) 議会は、自治の基本原則で定めた市民と市との情報共有の原則に基づき、議会の活動内容について市民に説明する責務（説明責任）を果たすため、開かれた議会運営を行うよう努めることを定めています。

(議員の責務)

第12条 議員は、住民の信託にこたえるために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政全般に配慮しながら、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。

2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努める。

3 議員は、開かれた議会運営の実現に努める。

- (1) 議員の責務として、住民の信託にこたえるために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政全般に配慮しながら、議員としての職務を公正かつ誠実に果たすことを定めています。
- (2) また、議員は、自ら積極的に調査研究活動や市政に関する市民意思の把握に関する活動を行うことにより、議会における審議や政策立案活動の充実に努めることを定めています。
- (3) さらに、議員それぞれが開かれた議会運営の実現に努めることを責務として定めています。

第4章 市長等

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長は、住民の信託にこたえるために、市を統轄し、これを代表する者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営する。

2 市長は、市民自治を実現するために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政運営に適切に反映させるよう努める。

3 市長等は、その権限及び責任を自覚して、公正かつ誠実に職務を執行する。

- (1) 市長についても、議員同様、その地位が住民の信託に基づくものであることを認識した上で、これにこたえるために、地方自治法に定められた権限である市を統轄し、これを代表する者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営することを定めています。
- (2) また、市長は、市政の運営に当たって、市政に関する市民の意思を的確に把握して、これを市政運営に適切に反映させる責務を有することを定めています。
- (3) 市長とともに市政を担う、市長以外の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）、地方公営企業の管理者（水道、交通、病院）についても、市政運営において重要な役割を果たすため、それぞれが権限と責任を自覚した上で、公正かつ誠実に職務を執行する責務を定めています。

(職員の役割及び責務)

第14条 職員は、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行する。

2 職員は、職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供するよう努めるものとする。

3 職員は、絶えず自らを研さんすることにより、その職務に関する能力の向上に努める。

- (1) 職員は、自らも市民の一員であることを意識しながら、常に市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行することを定めています。
- (2) 職員に求められる役割として、特に市民やコミュニティ間の相互の連携を図る自治のコーディネーターとしての役割を重視し、こうした機会の提供に積極的に努めることを定めています。これは、現場で実務に当たる職員のみならず、直接間接に自治に関わるすべての職員の心構えとして定めるものです。
- (3) さらに、職員が職務を十分遂行するために、職員は、絶えず自己研さんを図り、その職務に関する能力の向上に努める責務を定めています。

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

(計画的な行政運営)

第15条 市長等は、本市の基本構想その他行政分野全般に係る政策及び事業に関する計画（以下この条において「基本構想等」という。）に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行う。

2 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、基本構想等との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努める。

3 市長等は、基本構想等及び各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、計画の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理する。

4 市長等は、前項の計画を社会経済情勢の変化に対応したものとすよう、常に検討を加えるものとする。

- (1) 市長等は、基本構想及びこれに基づき行政分野全般に係る政策に関して定める基本計画等を策定し、総合的かつ計画的に行政運営を行うことを定めています。
- (2) 市長等は、行政運営の一貫性を保つため、各行政分野における基本的な計画を策定し、実施する際には、前項の基本構想等計画との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努めることを定めています。
- (3) 市長等は、基本構想や各行政分野における基本的な計画を策定する際には、計画の目標や期間を明示するとともに、その実施に当たっては、計画の進行状況を適切に管理することを定めています。
- (4) 市長等は、行政運営が硬直したものにならないよう、基本構想や各行政分野における基本的な計画が、社会経済情勢の変化に対応したものとすよう常に検討を加えることを定めています。

(法務)

第16条 市は、条例、規則その他の規程の制定改廃、法令の主体的な解釈及び運用並びに法令の制定改廃に関する提言を積極的に行うとともに、訴訟に的確に対応する。

2 市は、条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとする。

- (1) 市は、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保しながら、法的側面から行政運営を支えるため、条例、規則その他の規程の制定改廃、法令の主体的な解釈や運用、法令の制定改廃に関する提言を積極的に行うことを定めるものです。さらに、法務において、提訴や応訴など訴訟という法的手段を的確に用いることも定めています。
- (2) また、市は、規定する内容の重要性や迅速な対応の必要性等を考慮しながら、議会におけ

る討議と議決を経て効力を有することになる条例において規定する事項と、市長の権限によって定める規則において規定する事項についての基本的な方針を定めることとしています。この方針に従って条例や規則を制定あるいは改正することにより、例規の内容の体系的な整備を図るものです。

(財政運営)

第17条 市は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努める。

2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するものとする。

- (1) 市は、短期的な効率性のみを重視するのではなく、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努めることを定めています。
- (2) また、市長は、財政運営の透明性を確保するため、予算、決算や資産、負債などの財政状況について、市民に分かりやすく公表することを定めています。

(行政評価)

第18条 市長は、施策及び事業の成果及び達成度について評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長は、前項の評価の結果を施策及び事業に適切に反映させるものとする。

- (1) 市長は、計画的に行政を運営しながら、実施した施策や事業がどの程度の成果を生み、また目標をどの程度達成したのかを検証し、適切に評価するとともに、その結果を市民に分かりやすく公表することを定めています。
- (2) 市長は、評価によって得た結果を、施策や事業の見直しと新規立案に適切に反映させることを定めています。

(付属機関の委員等の選任)

第19条 市長等は、付属機関の委員その他これに類する構成員（以下この条において「委員等」という。）を選任するに当たっては、公募により選任された委員等が含まれるよう努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。

2 市長等は、委員等の選任の手續を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。

※1

- (1) 市長等は、審議会や委員会といった付属機関の委員等の選任に当たっては、生活者の視点に基づく意見の活用や専門的な知識及び経験を有する人材の発掘に資する公募の実施に努めるとともに、幅広く意見を求めるため、委員等の年齢及び性別の構成が適切なものとなるよう配慮することを定めたものです。

※1 付属機関：市が行う事業又は施策等について、専門的、技術的な知見や客観的な意見等を反映させることなどを目的として、地方自治法第138条の4第3項

の規定に基づき、法律又は条例により設置するもの

- (2) また、市長等は、前項の委員等の選考過程の透明性を確保するため、その選任の手続を整備するとともに、選任における選考の経過を記録することを定めています。

(苦情等へ対応するための仕組み)

第20条 市は、市民の権利利益を保護するため、市民が市から受けた不利益な取扱いについての苦情、不服等の適切かつ簡易迅速な処理又は解消を図るための仕組みの整備その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 市政運営上の行為により不利益を受けた市民の救済手段として、行政不服審査法による制度が既にあります。必ずしも気軽に利用できるものではありません。そこで、既存の制度を補完する役割として、市民がより気軽に利用でき、苦情や不服等を適切かつ簡易迅速に処理、解消するための仕組みの整備や必要な施策を講ずることを定めています。

(情報共有の仕組み)

第21条 市は、市が保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理及び運用について、総合的かつ体系的な規程の整備を図るものとする。

- 2 市は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進する。
- 3 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報^{※1}を適正に取り扱う。

- (1) 自治の基本原則で定めた情報共有の原則に基づき、その基本的な仕組みを定めるものです。第一に、市が保有する文書、図画及び電磁的記録^{※1}の情報について、外部漏えいや内部での不正アクセスなどを防止するとともに、膨大な量に上る情報の適正かつ効率的な管理や適切な利用方法といった効果的な運用を図るため、市は、既存の様々な規程を含め、総合的な観点から、情報の管理及び運用に関する規程の体系的な整備を図ることを定めています。

※1 電磁的記録：電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録

- (2) また、市は、市が保有する情報を市民が知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務（説明責任）を果たすため、北九州市情報公開条例に基づき、市が保有する情報の公開を推進することを定めています。
- (3) さらに、市は、個人の権利利益を保護するため、北九州市個人情報保護条例に基づき、市が保有する個人情報を適正に取り扱うことを確認的に定めるものです。

第2節 市政への市民参画

(市民参画の制度の整備)

第22条 市は、市政に市民の意見を適切に反映させるため、市民参画の制度の体系的な整備を図るものとする。

- (1) 市政運営においては、常に市民の意見や声に耳を傾け、市民の意思から離反しないようにしていくことが求められます。これまでも計画段階からの市民参画による河川や公園の整備など、様々な市民参画が実施されていますが、各担当部局の創意工夫の下で個別に実施されている例も多く、また、事業の内容や趣旨に応じて適切な手法を選択する必要があるため、新たな仕組みの創設も含め、市民参画の制度の体系的な整備を図るものです。

(パブリックコメント手続)

第23条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

- (1) 市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画や条例を策定する際に、その案の段階で市民意見を公募し、それを参考にしながら最終決定を行うパブリックコメント手続について定めるものです。北九州市では、既に「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づく手続きにより実施されていますが、こうした基本的かつ重要な市民参画の制度をこの条例に確認的に規定するものです。

(市民の意見及び提案)

第24条 市は、前条に規定する手続のほか、市民が市政について広く意見を提出し、及び提案するための多様な機会を確保するものとする。

2 市は、前項の機会に収集した市民の意見及び提案に係る情報を内部で適切に共有し、その活用に努めるものとする。

- (1) 市政全般について広く市民に意見や提案を求めため、現在も「市長への手紙」や「市民のこえ」、「市政モニター」など様々な広聴制度を実施していますが、こうした既存の制度も含め、市民が日常的に市政に意見や提案できる多様な機会を確保することを定めるものです。
- (2) また、市は、そのような機会を通じて得た市民の意見や提案に係る情報を、提出した市民に不利益がないように配慮しながら、関係部署で共有化し、市政運営に活用することを定めています。

(住民投票)

第25条 市は、市政に関し、特に重要な事項について、住民（法人を除く。）の意思を直接確認するため、事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するに当たっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。

(1) 我が国の地方自治制度は、議会と首長を二元代表とする間接民主制であり、行政がその責任の下で政策を企画、立案し、住民の代表である議会に諮り、その議論を経て執行することが基本と考えます。

(2) 市政に対し直接住民意思を反映する仕組みとしては、市長及び市議会議員の選挙、地方自治法上の直接請求（条例の制定改廃請求、事務監査請求、議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求等）がありますが、これらを補完するものとして、市政全体にかかわる特に重要な事項について投票により住民の意思を直接確認する住民投票について規定するものです。

住民投票の制度設計には慎重な検討が必要であり、住民投票を効果的なものとする観点からも、それぞれに事案の内容や性質に応じた制度が必要であると考えます。そのため、常設型の住民投票条例ではなく、住民投票が必要と考えられる事案が発生した場合に、その内容に応じた投票要件などの手続きを、事案ごとに別の条例で定めるとするものです。

(3) また、条例に基づく住民投票の結果については、地方自治法に規定された議会や市長の権限を制限することになることなどから、法的拘束力はないとするのが通説です。投票結果の取扱いについては、他都市の例では「尊重する」との規定が多く見られますが、本市においては、住民投票における住民の判断の材料に供するため、住民投票の実施に当たり、市長は投票結果の取扱いについてあらかじめ見解を述べるものとしています。

第6章 コミュニティ

(コミュニティの活動のあり方)

第26条 市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。

- 2 市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。
- 3 コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。

- (1) コミュニティ活動と市民とのかかわりについて定めるものです。まず、市民は自らの意思に基づいて自由にコミュニティの活動に参加できることを確認的に定めています。
- (2) 市民の多様なつながりであるコミュニティは、誰もが安心して共に生きていく「市民が共生する地域社会」を実現するための基本となるものです。市民は、このコミュニティ活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持形成に努めることを定めています。地域が協力することで、防犯、防災、清掃、祭礼、レクリエーションなど様々な活動が可能となります。また、こうしたコミュニティ活動に参加することは、地域とのつながりを深めることができ、防災や生活安全、ごみの問題など、地域の様々な課題を解決する上で、大きな役割を果たすことが期待されます。

コミュニティ活動への参加を通じてとは、例えば、自治会へ加入し、地域活動に参加することや、NPOやボランティア団体が実施する活動へ参加することなどが考えられます。

- (3) 多くの市民がコミュニティ活動に自発的かつ積極的にかかわるようになるためには、コミュニティの活動の実態が市民に分かりやすく、収支や役員選出などの運営に透明性が確保されている必要があるものと考えます。そこで、コミュニティが、その活動内容や運営状況を明らかにすることにより、コミュニティが果たしている役割やその活動について市民の理解と共感を得るよう努めることを定めるものです。
- (4) 地域を取り巻く課題が複雑化、多様化する中で、この解決を図るためには、様々なコミュニティが情報を交換したり、お互いの強みを生かし合ったりしながら連携して対処することが重要になっています。このような中で、北九州市では、平成6年度から、小学校区単位を基本に、地域が一体となったまちづくりを促進するための活動主体として、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業、行政機関等、地域の様々な団体などで構成する「まちづくり協議会」の設置を促進しているところです。こうした取組も踏まえ、コミュニティ同士が、お互いの立場や考え方を尊重しながら、連携に努めることを定めています。

(コミュニティへの支援等)

第27条 市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するものとする。

2 前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。

3 区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。

(1) コミュニティに対する市の支援について定めるものです。まず、市は、コミュニティの自律性と自立性に配慮しながら、コミュニティ活動がそれぞれの地域特性に応じて効果的に行われるよう積極的に支援することを定めています。

例えば、市の基本計画には、コミュニティに対する支援として、「自治会、町内会への加入率の向上や自治会、町内会単位での支え合いの活動を支援します。」ということや、「NPOやボランティアなどの市民活動を促進するため、情報提供や相談窓口を充実する」ということなどが掲げられています。

(2) 次に、コミュニティにとってより身近な存在であり、地域の情報が集まる区役所の役割を重視し、コミュニティへの支援に当たって、市は区役所の組織や機能を最大限に活用することを定めています。

(3) 区長は市長を補助する職員ですが、前項において区役所の役割を重視したことを踏まえ、区長の果たすべき役割を重視し、コミュニティが相互に連携しながら、その活動が円滑に行われるよう、区長が、コミュニティに対し必要な支援に努めることを特に定めています。

第7章 国、他の地方公共団体等との関係

第28条 市は、国及び福岡県と対等な立場で共通の目的である市民福祉の増進に向かって相互に協力するとともに、国及び福岡県に対して政策又は制度に関する意見の提出及び提案を積極的に行うものとする。

2 市は、他の地方公共団体と共通する課題について、当該地方公共団体と相互に連携及び協力をし、その解決に努めるものとする。

3 市は、本市の国際社会における役割を果たすため、アジア地域その他の地域の外国の政府、外国の地方公共団体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。

- (1) 地方分権改革により、国と地方公共団体は、地方自治の本旨を基本とする対等、協力の新しい関係を築くことが明らかにされていることを踏まえ、市は、国及び福岡県と対等な立場で市民福祉の増進に向かって相互に協力するとともに、国及び福岡県に対して積極的に政策や制度に関する意見の提出、提案を行うことを定めています。
- (2) また、行政課題の広域化や複雑化に伴い、一つの地方公共団体のみで解決することができない問題も増えています。そこで、共通する課題を持つ他の地方公共団体と連携、協力して課題の解決に努めることを定めています。
- (3) さらに、グローバル化する時代において、国際的な視点から本市の役割を果たすため、特にこれまで環境国際協力等で実績のあるアジア地域をはじめとする海外の政府や地方公共団体等との交流や協力、連携に努めることを定めるものです。

第8章 条例の見直し

第29条 市は、市政がこの条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。

2 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、前項の検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市は、この条例の実効性を確保するため、条例の施行後、条例の規定内容がどのように制度や施策に反映されたのか、条例に基づく市政の運営状況を調査し、評価するとともに、この条例について必要な見直しを検討する機関を置くことを定めるものです。
- (2) 自治基本条例は、市民が育てていく条例であり、社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応して、その内容を適宜見直していくことが必要です。条例をより良いものへと発展させていくため、施行の日から5年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な措置を講ずることを定めています。